

**平成20年9月1日から1回の検査申請による
検査コースへの入場回数が3回までとなります**

現在、当法人の自動車の審査においては、不適合箇所の整備等を十分に行わず再入場を繰り返す一部の受検者が存在し、これらの車両が検査車両数の増加を招き効率的な業務運営を阻害していることから、この実態等を踏まえ、受検機会と費用負担の公平性並びに確実な整備等を確保するとともに、業務運営の効率化を図るため、今般、審査事務規程を改正し、検査コースへの再入場回数を制限することとしました。

従来は、検査の申請のあった日の審査時間内であれば1回の申請につき「再入場」の回数に制限を設けていませんでした。しかしながら、今回の改正により、検査の申請のあった日の審査時間内に限り、初回の入場を含めて3回まで（すなわち、再入場は2回まで）に制限することとしました。

これにより、当日の審査時間内かつ制限回数内に合格しない場合には、限定自動車検査証の交付を受ける等により、国の窓口において改めて検査申請（注）を行うことが必要となります。

施行期日は、平成20年9月1日からとし、当法人ホームページ（<http://www.navi.go.jp/>）及び別添のポスター等により、関係者に対し広報することとしています

（注）道路運送車両法関係手数料令（昭和26年6月30日政令第255号）に基づく手数料が必要となります。

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区本塩町8-2 住友生命四谷ビル
自動車検査法人 業務部業務課 清水、千葉
電話 03-5363-3441（代表）
03-5363-3519（直通）

9月1日から

別添

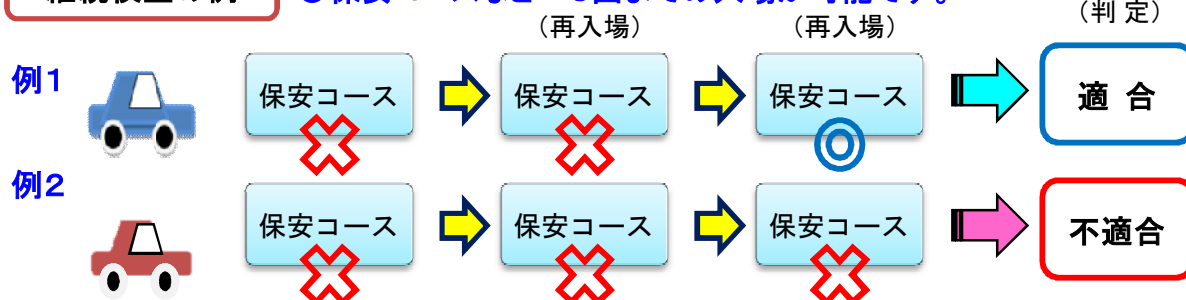
1回の申請で検査コースに入場できる回数が3回までとなります。

受検機会と費用負担の公平性並びに確実な整備等を確保するとともに、効率的な業務運営を図るため、この度の審査事務規程改正により、9月1日から1回の検査申請で検査コースに入場できる回数が3回までとなります。申請当日に、再入場(再検)を含め3回までに「適合」とならなかった場合には、「不適合」として国へ通知しますので、国の窓口で必要な手続を行って下さい。

凡例 保安コース 主に外観及びテスト等の審査をするコース 計測コース 主に寸法・重量等を測定するコース

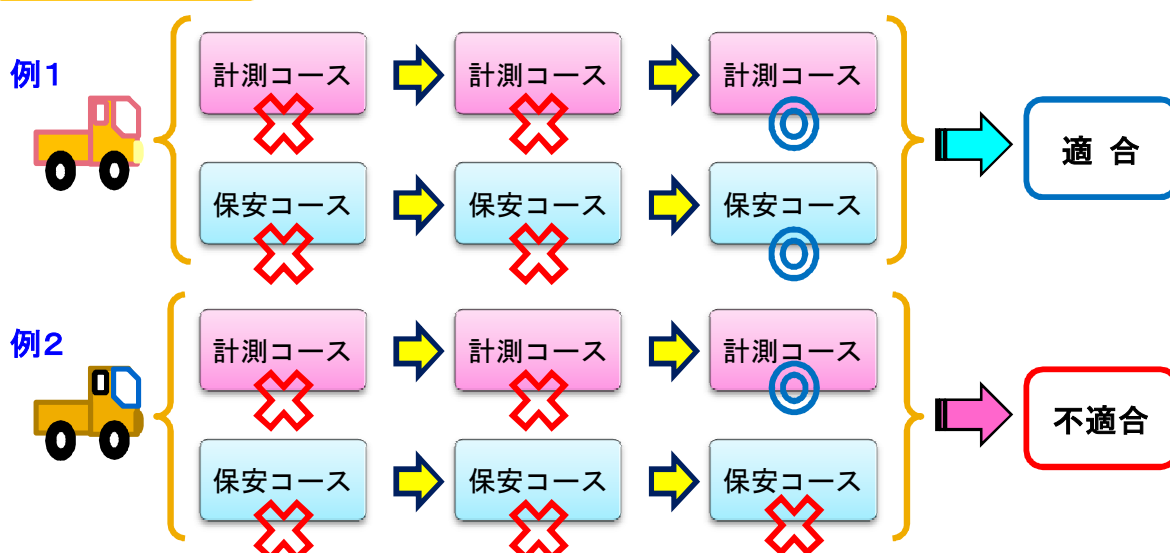
継続検査の例

●保安コースなどへ3回までの入場が可能です。



新規検査等の例

●計測コース及び保安コースにそれぞれ3回までの入場が可能です。



◇ 詳しくは下記にお問い合わせ下さい ◇



自動車検査法人
National Agency of Vehicle Inspection

北海道検査部 Tel.011-731-7172
北陸信越検査部 Tel.025-282-1330
中部検査部 Tel.052-351-6228
中国検査部 Tel.082-233-9172
九州検査部 Tel.092-673-1268

東北検査部 Tel.022-782-2261
関東検査部 Tel.03-5796-0290
近畿検査部 Tel.072-812-1818
四国検査部 Tel.087-882-1372
沖縄事務所 Tel.098-877-5111